

7.2 悪臭

7.2.1 調査事項

調査事項は、表 7.2-1 に示すとおりである。

表 7.2-1 調査事項（悪臭）

区 分	調 査 事 項
予測した事項	・施設の供用に伴う悪臭（臭気指数）
予測条件の状況	・悪臭防止計画の実施状況 ・廃棄物関連施設の状況（排気口位置等）
環境保全のための措置の実施状況	・廃棄物関連施設は密閉構造とし、排気口以外からの臭気が漏洩しない構造とするとともに、「環境確保条例」等の規制基準を満足する脱臭設備等の整備を行う。 ・卸・仲卸売場などは、原則として閉鎖型施設とする。また、空調設備運転により各売場に応じた温度管理を行うとともに、通路等のフラット化・排水設備の増設等により清掃が容易な室内環境を整備し、かつ「品質・衛生管理マニュアル ガイドライン」により市場業者が定期的に清掃する等、衛生管理を適切に行なうことにより、悪臭の発生を防いでいく。完了後（開場後）には調査を実施し、その結果を事後調査報告書で報告する。また、状況に応じて適切な対策を講じる。 ・卸・仲卸売場において、一般の来場者に対しては水産卸・仲卸売場 2 階（吹抜け部）の見学者通路のみ開放する。 ・清潔な施設を維持するため、可能な限り清掃が容易な構造とする。

7.2.2 調査地域

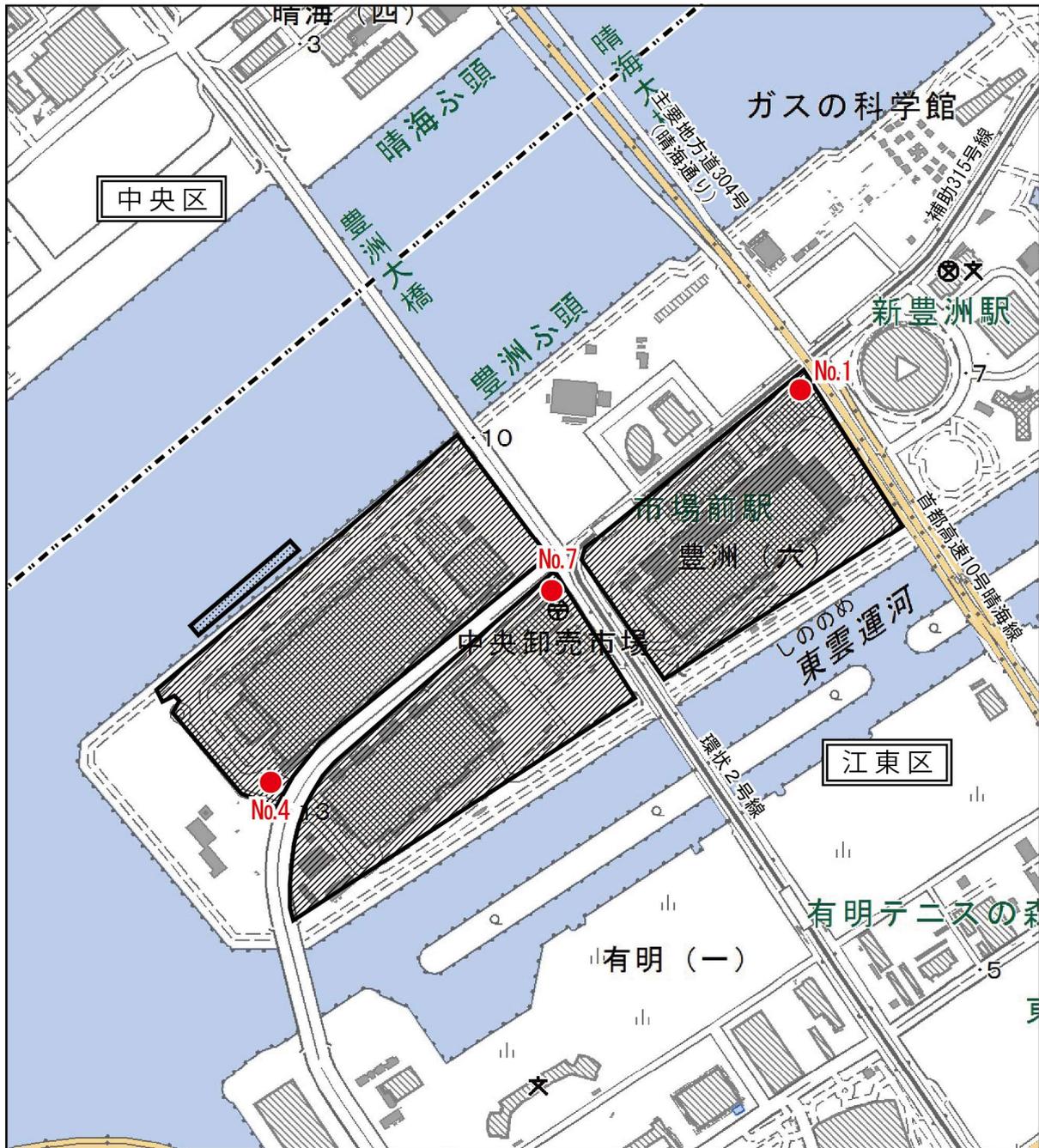
調査地域は、施設の供用により、悪臭の影響が及ぶと考えられる、計画地内及び計画地周辺とした。

7.2.3 調査手法

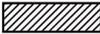
調査手法は、表 7.2-2 に示すとおりである。

表 7.2-2 調査手法（悪臭）

調査事項		施設の供用に伴う悪臭（臭気指数）
調査時点		工事の完了後、事業活動が通常の状態に達した時点とした。
調査期間	予測した事項	事業活動が通常の状態に達した時点からの夏季及び冬季の各1回とした。 冬季：平成31年2月25日（月） 夏季：令和元年8月6日（火）
	予測条件の状況	予測した事項と同一時期とした。
	環境保全のための措置の実施状況	供用開始後の適宜とした。
調査地点	予測した事項	各街区の敷地境界付近の3地点（図7.2-1に示す 地点No. 1、4、7）とした。
	予測条件の状況	計画地内とした。
	環境保全のための措置の実施状況	計画地内とした。
調査手法	予測した事項	「臭気指数及び臭気排出強度の算定方法」（平成7年環境庁告示第63号）に定める測定方法とした。
	予測条件の状況	現地確認（写真撮影等）及び竣工図等の関連資料の整理による方法とした。
	環境保全のための措置の実施状況	現地確認（写真撮影等）及び関連資料の整理による方法とした。



凡例

-  : 豊洲市場敷地
-  : 棧橋
-  : 区境
-  : 悪臭調査地点（施設の供用:No.1、4、7）



S = 1 / 10,000



注：本図は、国土地理院発行 1:25,000地形図を用いて作成したものである。

図 7.2-1 悪臭調査地点（施設の供用）

7.2.4 調査結果

(1) 施設の供用に伴う悪臭（臭気指数）

ア 予測した事項

①悪臭（臭気指数）

施設の供用に伴う悪臭（臭気指数）の調査結果は、表 7.2-3 に示すとおりである。

全ての調査地点において、臭気指数は 10 未満であり、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下、「環境確保条例」という。）に基づく第二種区域^注の規制基準である 12 を下回った。

表 7.2-3 悪臭調査結果（施設の供用）

調査地点	調査結果（臭気指数）		規制基準 ^注
	冬季	夏季	
地点 No. 1	10 未満	10 未満	12 以下
地点 No. 4	10 未満	10 未満	12 以下
地点 No. 7	10 未満	10 未満	12 以下

注) 第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、これらの地域に接する地先・水面

イ 予測条件の状況

①悪臭防止計画の実施状況

悪臭防止計画の実施状況は、表 7.2-4 のとおりである。

表 7.2-4 悪臭防止計画の実施状況

悪臭防止計画	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物関連施設は密閉構造とし、排気口以外からの臭気が漏洩しない構造とするとともに、「環境確保条例」等の規制基準を満足する脱臭設備等の整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物集積場所等にはシートシャッターを設置すること等により密閉構造としている（p. 31、写真 6.2-1参照）。また、排気口については活性炭フィルタを設置した（p. 31、写真6.2-2 参照）。
<ul style="list-style-type: none"> ・卸・仲卸売場などは、原則として閉鎖型施設とする。また、空調設備運転により各売場に応じた温度管理を行うとともに、通路等のフラット化・排水設備の増設等により清掃が容易な室内環境を整備し、かつ「品質・衛生管理マニュアル ガイドライン」により市場業者が定期的に清掃する等、衛生管理を適切に行なうことにより、悪臭の発生を防いでいく。完了後（開場後）には調査を実施し、その結果を事後調査報告書で報告する。また、状況に応じて適切な対策を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・卸・仲卸売場は閉鎖型施設とした。 ・そのほか、悪臭の発生自体を防止するため、床を平滑にする（p. 31、写真6.2-3 参照）、排水溝にトラップを設けるなど、清掃が容易となる構造（p. 32、写真6.2-4 参照）とした。 ・「品質・衛生管理マニュアル ガイドライン」を、業界団体を通じて、市場業者に配布し、清掃・衛生管理を適切に行えるようにした。 ・空調設備により、青果棟は22℃、水産卸売場は25℃、水産仲卸売場棟は25℃を目安に、業界団体と調整の上、適切な温度管理を行っている。 ・本報告書において、開場後の豊洲市場周辺3地点の臭気測定を行っており、結果を表7.2-3に記載している。
<ul style="list-style-type: none"> ・清潔な施設を維持するため、可能な限り清掃が容易な構造とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通路のフラット化（p. 31、写真6.2-3 参照）や排水設備を設け、かつ排水口にトラップを設けるなど清掃が容易な室内整備を行った。（p. 32、写真 6.2-4 参照）

②廃棄物関連施設の状況（排気口位置等）

廃棄物関連施設の状況（排気口位置等）は、図 7.2-2 のとおりである。

ウ 環境保全のための措置の実施状況

環境保全のための措置の実施状況は、表 6.2-1（p. 30）に示したとおりである。